

食 品 安 全 委 員 会 第 533 回 会 合 議 事 録

1. 日 時 平成26年10月14日（火） 14：00～15：23

2. 場 所 大会議室

3. 議 事

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物 1品目（説明事項の変更）

- クエン酸三エチル

- （厚生労働省からの説明）

- ・肥料・飼料等 1案件

- 肥料取締法第3条第2項の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正（15品目）について

- （農林水産省からの説明）

（2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「使用制限期間が設定されている既承認動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分」に関する審議結果の報告について

（3）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（4）新開発食品専門調査会における審議結果について

- ・「キシリトール オーラテクトガム＜クリアミント＞＜スペアミント＞」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（5）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「カンタキサンチン」に係る食品健康影響評価について

- ・動物用医薬品「モサプリド」に係る食品健康影響評価について

- ・動物用医薬品「クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミド散 1％）」に係る食品健康影響評価について

- ・動物用医薬品「メロキシカム」に係る食品健康影響評価について

- ・薬剤耐性菌「エンラマイシン」に係る食品健康影響評価について

（6）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年9月分）について

（7）その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 山本基準審査課長

農林水産省 朝倉農産安全管理課長

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、関野評価第一課長、
山本評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
野口リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 食品健康影響評価について
- 資料 2 使用制限期間が設定されている既承認動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について＜チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419系統＞
- 資料 4 新開発食品専門調査会における審議結果について＜キシリトール オーラテクトガム＜クリアミント＞＜スペアミント＞＞
- 資料 5－1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜カンタキサンチン＞
- 資料 5－2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜モサプリド＞
- 資料 5－3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミド散1％）＞
- 資料 5－4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜メロキシカム（第2版）＞
- 資料 5－5 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜エンラマイシン＞
- 資料 6 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年9月分）について

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から第533回「食品安全委員会」会合を開催します。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から山本基準審査課長、農林水産省から朝倉農産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元の「食品安全委員会議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 10 点ございます。

資料 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 2 が「使用制限期間が設定されている既承認動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料 4 が「新開発食品専門調査会における審議結果について」。

資料 5－1 が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5－2 から資料 5－4 まだが「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5－5 が「薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 6 が「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成 26 年 9 月分）について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成 26 年 1 月 7 日の委員会資料 1 の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（１）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1 にありますとおり、10 月 8 日付で添加物 1 品目について、食品健康影響評価の要請内容が変更されました。また、農林水産大臣から 10 月 9 日付で肥料取締法第 3 条第 2 項の規定に基づく普

通肥料の公定規格の改正について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、厚生労働省からの評価要請内容の変更について、山本基準審査課長から説明をお願いします。

○山本基準審査課長 基準審査課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日御説明させていただきたい案件は、クエン酸三エチルの添加物指定におけます規格基準の案の変更をさせていただきたいということで、御説明させていただきたいと思います。

資料1に基づきまして御説明いたします。資料1の1ページ目でございますが、ここに書いておりますように、クエン酸三エチルにつきましては、国際汎用添加物ということで平成23年4月に食品安全委員会に健康影響評価をお願いさせていただいたものでございますが、その後、御審議をいただきまして、補足資料の提出依頼などをいただきました。その過程で私ども、調べておりましたところ、これは使用基準の案を変更した方が適当なのではないかと至ったところでございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙をごらんいただきたいと思います。今、申し上げましたように、クエン酸三エチルにつきましては、国際汎用添加物ということで、繰り返しになりますが、平成23年4月に食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼させていただきました。その後、食品安全委員会の方で御審議いただいております、幾つかの点につきまして、平成24年6月の段階で補足資料の提出の依頼をいただきました。これにつきまして、私ども、作業をしておりましたが、その過程におきまして、再度この物質の使用基準案を検討いたしました。

欧米の基準を調べていたわけでございますが、実は評価依頼の当時、EUの基準には食品添加物のキャリアとしての使用と食品添加物としての使用、この2種類がありました。当時、食品添加物のキャリアとしての使用を参考にいたしまして、我が国の使用基準案を食品加工の溶剤として、その上限も含め設定いたしまして、評価依頼をお願いしておりました。

先ほど申し上げましたとおり、補足資料の提出作業をしておりました過程で、改めて欧州連合の使用基準などをよく見ましたところ、食品添加物のキャリアとしての使用が①ということでございますが、食品添加物の加工のためにクエン酸三エチルを使用する場合、これはあくまで食品添加物の加工のためでございますが、そういった用途としてこのクエン酸三エチルを使用するもの以外に、②といたしまして、クエン酸三エチルを食品添加物として使用する場合は使用対象あるいは使用量が規定されていることを確認いたしました。

私どもといたしましては、EUの②いわゆる食品添加物の用途としての使用基準、それからCODEXの基準、そしてアメリカの基準を改めて並べまして、これは評価依頼をさせていただいた当時の使用基準案から本日御説明させていただきます使用基準案に変更させていただくのが適当ではないかと至っているものでございます。

具体的には、2.の表の中に「変更後（今回）」ということでその内容を記させていただいております。右側は、評価依頼をさせていただいた当時の変更前のものでございますが、右の方から説明させていただきますと、当時、食品加工の溶剤として使用する場合に、食品1kgにつき3.0g、これはグリセリン二酢酸エステル、グリセリン三酢酸エステルまたはプロピレングリコールを併用

する場合は、それらの合計量として3 g以下で使用しなければいけないといった内容でございました。

しかし、今回、諸外国、国際基準などを参考に、乳化剤、安定剤、香料といった用途を想定いたしまして、左側の表の欄をごらんいただきたいのですが、クエン酸三エチルは通常の商品形態でない食品、それから液卵、乾燥卵及び清涼飲料水以外の食品に使用してはならないとさせていただきます。着香目的はこの限りではないとさせていただきますが、それぞれの使用量につきまして、次のページでございますが、通常の商品形態でない食品にあってはその1 kgにつき3.5 g以下、液卵及び乾燥卵にあってはその1 kgにつき2.5 g以下、清涼飲料水にあってはその1 kgにつき0.2 g以下でなければいけないとさせていただきますと考えております。

海外における使用状況あるいは基準の策定状況でございますが、CODEXにつきましては、乾燥卵あるいは液卵の製品につきまして2,500mg/kg、水を主原料とする香料入り飲料に200mg/kgの最大使用量が設定されております。

欧州連合は、先ほど申し上げましたように、食品のサプリメントに3,500mg/kgを上限といたしまして使用量を設定しております。また、加工卵、卵製品に必要量を使用することができるとなっております。また、食品添加物のキャリアとしての使用も認められております。

さらに、米国におきましてはGRASというカテゴリーで認められておりまして、GMPのもとで必要量を使用することができるといった基準となっております。

なお、評価といたしましては、JECFAで1984年の会合におきまして、ADIが20mg/kg体重/日までとされております。

以上、こういったところからでございます。使用基準につきまして、変更後の施策ということでの御審議を改めてお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。
村田委員。

○村田委員 幾つか教えてほしいのですけれども、1つは、変更前で食品加工の溶剤といいますか、これと言えば①に相当するのでしょうか、食品添加物の加工と書いてありますが、これはもうなしにするのかということ。

2つ目が、今のページの次のページですね。一日推定摂取量というのが書いてあって、香料使用の方は実量なのではしょうけれども、添加物使用というのが変更前と変更後で4倍ぐらい違うので、これはどういう計算でこのようになったのか、概略を教えてくださいませんか。その2点をお願いいたします。

○山本基準審査課長 1点目につきましては、先生御指摘のEUの①という基準でございますが、これは食品添加物の中に添加するということで、日本での食品添加物の用途、食品に添加する、あるいは食品の製造過程で使用するということには入りませんので、まず国際汎用添加物としての検

討というところでは、そこを除いて、食品に添加するところをもとに規格基準を設定させていただきたいと考えております。

○村田委員 そうすると、もし向こうで使って一緒に入ってきたりした場合の規格というのはどのようなのでしょうか。

○山本基準審査課長 向こうで使用してというのは。

○村田委員 ①で使用して、それで持ち込みで来た。

○山本基準審査課長 ①の用途ということでございますか。

○村田委員 はい。

○山本基準審査課長 日本では食品衛生法の中で、食品添加物の製剤としての製造というのは、別に定めることはできるのですが、それ以外については食品添加物や食品をもって製造しなければいけないということにはなっておりまして、その規定に準拠していればオーケー、準拠していなければだめということにはなろうかと思えます。

ただ、今回、国際汎用添加物ということで我が国でどのように使えるようにするかということに当たりましては、まずは我が国の食品添加物の用途として吟味いたしまして、そこで欧米と整合を図るところを第一にさせていただきたいと考えた次第でございます。

2点目につきましては、摂取量の推計、3.のところかと思いますが、今回、もともとの評価依頼させていただいた当時は、先ほども申し上げましたように、EUは食品の添加物に添加するという用途での上限値だったのですが、当時、私どもの設定した使用基準が食品加工の溶剤として使い、またそれが、ほかの剤との併用も含めてではございますが、1 kgにつき上限3 gとしていました。この上限値をもとに摂取量を試算いたしますとこの数字になったということでして、今回の変更させていただこうとしております使用基準案は、製品も限定されますし、上限値もそれぞれに低目になっておりますので、それらに基づきまして試算いたしますと下がったということで御理解いただければと思います。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はありますか。

それでは、クエン酸三エチルにつきましては、引き続き、添加物専門調査会において審議することとします。

山本課長、ありがとうございました。

○山本基準審査課長 よろしくお願いたします。

○熊谷委員長 続きまして、肥料取締法第3条第2項の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正につきまして、農林水産省の朝倉農産安全管理課長から説明をお願いします。

○朝倉農産安全管理課長 朝倉です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1を2枚めくっていただきまして、私どもの方から諮問した10月9日付の文書以降の資料で説明させていただきたいと思います。

今回は、この諮問文にございますように、肥料取締法に基づき、普通肥料の公定規格の中に第13として「農薬その他の物が混入される肥料」というものでございますが、これについて、具体的には次のページの別添の（１）と（２）の規格を設定することについて諮問させていただくものでございます。

まず、経緯につきまして、恐れ入りますが、さらにめくっていただきまして、別紙「普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価について」という資料がございます。これに基づきまして、説明させていただきます。

まず、経緯でございますが、普通肥料の公定規格のうち、「農薬その他の物が混入される肥料」につきましては、肥料取締法第25条の規定に基づき、その肥料の種類ごとに、混入が許される農薬その他のものの種類と混入が許される最大量または最小量が定められているところでございます。

農薬が混入される肥料につきましては、農薬の有効成分と肥料を混合したものでございまして、農薬取締法に基づく農薬としての登録にあわせて、普通肥料の公定規格に記載しているところでございます。農薬が混入される肥料を普通肥料の公定規格として定めることにつきましては、農薬取締法に基づき登録され、管理されている農薬を肥料として使用する場合に、肥料取締法に抵触しないように措置するために行うものでございまして、農薬及び肥料の安全性について新たな規制を設けるものではないということでございます。

今回、評価要請を行う農薬が混入される肥料は、食品衛生法に基づく農薬の残留基準値などを超えないように設定された農薬取締法に基づく使用基準が適用され、安全性が確保されております。

なお、本年3月に食品安全委員会決定である「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」が改正されまして、普通肥料の公定規格の改正に当たっては、改正内容にかかわらず原則として評価要請が必要であるということが改めて示されましたので、平成15年7月の食品安全委員会発足以降に公定規格を設定したもの及び今後新たに設定しようとするものについて評価要請を行うものでございます。

今回の諮問に基づきまして、今後の方針としましては、食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の告示の改正に係る所要の進めることとしております。

それでは、恐れ入りますが、戻っていただきまして、別添の（１）平成15年7月から現在までに設定されたもの及び、次のページになりますが、（２）として新たに設定するものと、この2つについて若干御説明させていただきます。

まず、一番左の欄に「肥料の種類」というものがございますが、これは、どんな肥料の種類に農

薬が混入されるかを示しています。また。左から2番目ですが、「混入が許される農薬その他の物の種類」という欄とその隣に「混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量」という欄がありますが、これらは各々、混入する農薬の種類とその混入量の最大値（又は最小値）を示しています。

ここに農薬名がいろいろ書いてございますけれども、このうち、お手元の（1）でいきますと、この上のペンディメタリン、ブタミホス、DBN、イミダクロプリド、ウニコナゾールP、アセタミプリド、チアメトキサム、これらの薬剤については既に当委員会の食品健康影響評価を有しています。

また、シアナジン、プロベナゾール、ヒドロキシイソキサゾールは暫定基準値を超えないように農薬取締法により使用基準が設定されております。

さらに、トリアジフラムは芝専用であり、DCBNは駐車場等の樹木に用いられるものであり、食用に用いられるものではございません。

続きまして、（2）にございますクロチアニジン、ミクロブタニル、ジノテフラン、これは既に食品健康影響評価を有しております。これに基づく食品の基準値を超えないように、また、フェンプロパトリンは暫定基準値を超えないように、それぞれ農薬取締法に基づく使用基準が決定されているものでございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の農林水産省からの説明を踏まえますと、本件につきましては、農薬が混入される肥料の規格を設定するものであつて、当該肥料は農薬取締法に基づく使用基準によって管理されるものであることから、食品を介してヒトの健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知することとしてよろしいでしょうか。

また、今回の評価要請には、肥料に混入される農薬として芝や樹木等の食用に供しない農作物等のみに使用される農薬が含まれていますが、このような農薬が混入された肥料の公定規格の設定については、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますけれども、それでよろしいでしょうか。

2つの点、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊谷委員長 なお、リスク管理機関におきましては、当該肥料について、農薬取締法に基づく管理を適切に行うとともに、食品健康影響評価を受けていない農薬については、評価が終了し次第、必要に応じて使用基準を見直すべきであることをお伝えするというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、事務局は手続をお願いします。

朝倉課長、ありがとうございました。

○朝倉農産安全管理課長 ありがとうございました。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、本年4月15日の委員会会合において、農林水産省から動物用ワクチンの使用制限期間の設定方法の変更及び動物用ワクチンの添加剤97成分について評価要請があり、使用制限期間の設定方法については、各添加物成分のヒトへの食品健康影響に基づいて行われることとなりました。そのために、個々の添加剤97成分について食品健康影響評価を行うこととなったものです。今般、97成分のうち57成分について、専門調査会における審議結果が提出されております。

それでは、担当の三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 それでは、お手元の資料2に沿って御説明いたします。

本年4月に農林水産省から評価要請がありました使用制限期間が設定されている既承認動物用ワクチン112品目に添加剤として含まれる97成分の食品健康影響評価については、動物用医薬品専門調査会で成分ごとに審議が行われておるところでございます。今般、そのうち57成分について確認が終わりましたので、評価結果を報告いたします。

なお、評価に当たりましては、日本食品標準成分表、食品添加物公定書解説書、日本、米国及び欧州の薬局方、食品安全委員会や国際機関等の評価書等を参考といたしました。

別添に具体的な成分を記載しております。1ページをみていただきますと、別添が載っております。

また、これら57成分につきましては、(1)から(4)に記載されていますように、食品として通常摂取されている成分や食品衛生法に基づく食品添加物として国内で使用されている成分などでありまして、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、ヒトへの健康影響は無視できると結論しております。

なお、これらの成分につきましては、一日摂取許容量が新たに設定されるなど、取り扱いに影響を及ぼす知見及び制度変更等が確認された場合には、評価結果の見直しを検討する必要があると考えております。

また、残りの40成分につきましては、今後、専門調査会で審議され、終了したものから随時報告される予定でございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

それでは、これら57成分につきましては、資料2に記載の動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、ヒトへの健康影響は無視できると考えられるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊谷委員長 ただ今の結論をもとに考えますと、本件につきましては、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取り扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないということとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊谷委員長 また、リスク管理機関に対して、これらの成分について一日摂取許容量が新たに設定されるなど取り扱いに影響を及ぼす知見や制度変更等が確認された場合には、評価結果の見直しを検討する必要がありますので、情報の収集に努め、必要に応じて当方へ意見を求めることをお伝えするというところによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊谷委員長 それでは、事務局は手続をお願いします。

（３）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、資料3の4ページの要約に沿って概要について説明いたします。

本系統には、改変 $cry1F$ 遺伝子及び改変 $cry1Ac$ 遺伝子が導入されており、それぞれ改変 $cry1F$ タンパク質及び改変 $cry1Ac$ タンパク質を発現することでチョウ目の影響を受けずに生育できるとされ

ています。改変 *cryIF* 遺伝子は、*Bacillus thuringiensis* の *aizawai* PS811 株と *berliner* 1715 株に由来します。また、改変 *cryIAc* 遺伝子は、同じく *Bacillus thuringiensis* の *kurstaki* HD73 株と *aizawai* PS811 株及び *berliner* 1715 株に由来します。また、*Streptomyces viridochromogenes* に由来する改変ホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼ遺伝子が導入されており、PAT タンパク質を発現することで除草剤グルホシネートに対する耐性が付与されていますが、このダイズでは選択マーカーとして利用されているということになっております。

本ダイズについては、「遺伝子組換え食品（被子植物）の安全性評価基準」に基づいて評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。

詳細については、事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、今の資料 3 の 5 ページをお願いいたします。補足させていただきます。

I. で概要がございますけれども、本系統については、先ほどの御説明のとおりでございますので、省略させていただきます。

「II. 食品健康影響評価」でございますが、「第 1. 安全性評価において比較対象として用いる宿主等の性質及び組換え体との相違に関する事項」について検討しております。

こちらの 1. の（3）にございますように、改変 *cryIF* 遺伝子、改変 *cryIAc* 遺伝子及び改変 *pat* 遺伝子は、アグロバクテリウム法を用いて導入されております。

おめくりいただきまして、7 ページの 6. でございますけれども、宿主との相違点が記載されておりますが、今、申し上げました改変 *cryIF* 遺伝子以下 3 つの遺伝子の導入によって、それぞれの遺伝子産物であるタンパク質を発現するところが異なるということでございまして、本品目の安全性評価におきましては、既存のダイズとの比較が可能と判断されております。

8 ページに参りまして、第 5. では、挿入 DNA、遺伝子産物、発現ベクターの構築等に関して検討されております。

この第 5. の項目に当たりますけれども、おめくりいただきまして、10 ページに参りまして、下から 3 行目ぐらいの 5. で導入用プラスミドのことを書いておりますが、次のページにかけて、その塩基数、塩基配列、切断地図等は明らかであるということが書かれております。

あと、目的外のタンパク質を発現するオープンリーディングフレームは含まれていないということでございます。

12 ページに参りまして、「第 6. 組換え体に関する事項」が整理されております。

1. の（1）に記載されておりますけれども、挿入された遺伝子のコピー数は 1 コピーであるということ。それから、導入用プラスミドの外骨格領域が含まれていないということが確認されています。また、挿入 DNA の近傍配列はダイズ由来であるということも確認されております。また、DNA を挿入することによって宿主の方の内在性遺伝子が損なわれていないかという点についても確認がされております。

13ページに参りまして、（２）では、挿入されたDNA領域内のそれぞれの各遺伝子要素の接合部と挿入DNAの宿主DNAとの接合部におきまして、連続する30アミノ酸以上のオープンリーディングフレームがないかということを調べたところ、50個見出されておりますけれども、データベース検索を行いました結果で、相同性を示す既知の毒性タンパク質やアレルゲンは見出されていないということでございます。

また、抗原決定基の有無を確認するために、アレルゲンデータベースを用いまして相同性検索を行っておりますけれども、連続する8アミノ酸が既知のアレルゲンと一致する配列は見出されていないということでございます。

14ページに参りまして、項目の３．では、遺伝子産物であるタンパク質の一日蛋白摂取量に占める割合が有意であるかどうかという検討が行われております。「大豆・大豆加工品」の日本人の平均摂取量は一人一日当たり50.3gということでございますけれども、これを全てこのダイズ81419系統に置きかえて算出したところでは、3つの遺伝子産物のタンパク質のいずれも、一人一日当たりの予想平均摂取量が一人一日当たりのタンパク質平均摂取量に占める割合は大きくないということで、ここに記載のとおりでございますが、 10^{-5} もしくは 10^{-6} オーダーとなりまして、摂取するタンパク質の有意な量を占めることはないとされております。

15ページに参りまして、項目の４．ではアレルギー誘発性について検討されておりますけれども、ここに記載のとおり種々の項目で検討されておりますが、まとめが16ページの11行目ぐらいからでございます。本品の挿入遺伝子産物には、アレルギー誘発性を示唆するデータはなかったという結論でございます。

同じ16ページの後半から「６．遺伝子産物（タンパク質）の代謝経路への影響に関する事項」が記載されておりますが、いずれのタンパク質も代謝系に影響を及ぼす可能性は低いということでございます。

次に、その下の「７．宿主との差異に関する事項」がございすけれども、主要構成成分、ミネラル類、アミノ酸組成等々につきまして検討されておまして、非組換えダイズとの間に統計的有意差が認められないか、文献値の範囲内、もしくは従来の商業品種の分析値の範囲内ということでございます。

以上を踏まえまして、18ページの中ほどに「食品健康影響評価結果」がございすけれども、内容につきましては、先ほど山添委員から御説明をいただいたとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、本日の委員会終了後、11月13日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとし

たいと思います。

(4) 新開発食品専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次に移ります。

「新開発食品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、資料4の3ページの要約に従って御説明をいたします。

本食品は、ユーカリ抽出物を関与成分とし、「歯垢の生成を抑え、歯ぐきを健康にする」旨を特定の保健の用途とするチューインガムです。

本食品一日当たりの摂取目安量10粒には、ユーカリ抽出物がマクロカルパールCとして0.48mg含まれております。

本食品の評価では、ここに記載されている試験等を行いました。調査会の審議においては、本食品を継続摂取した場合に耐性菌の発生や菌交代症の発症を含めた口腔内細菌叢への影響が懸念されました。本食品の関与成分であるユーカリ抽出物の、う蝕原性細菌及び歯周病原性細菌に対する生育抑制作用は静菌的であること、また、本食品のヒト試験において口腔内細菌所見及び問診に異常は認められなかったことから、本食品を継続摂取しても耐性菌の発症あるいは菌交代症を起こす可能性は極めて低いと考えられました。

これら进行评估した結果、「キシリトール オーラテクトガム<クリアミント><スペアミント>」については、提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断しました。

詳細については事務局からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、補足させていただきます。同じ資料の4ページをごらんいただけますでしょうか。

「1. 製品」の概要でございますが、先ほど御説明があったとおりでございます。

「2. 関与成分」の記載がございますけれども、この「キシリトール オーラテクトガム」は精油及び水溶性成分をユーカリの葉から除去しまして、その除去したものから含水エタノール抽出して得られたユーカリ抽出物を用いております。

「3. 作用機序等」のところがございますけれども、関与成分でございますユーカリ抽出物中のマクロカルパールCは、う蝕原性細菌と歯周病原性細菌に対して生育抑制の作用、歯垢形成等にかかわる付着性不溶性グルカンの形成を抑制する作用、それから、歯周病原性細菌が産生するタンパク分解酵素の活性阻害等の作用がありまして、これらをもって歯垢形成抑制をもたらすということでございます。

その下に「II. 安全性に係る試験等の概要」がございます。

まず「１．食経験」ですけれども、ユーカリの葉からの抽出物は、本件の食品と抽出方法が違うものも含めてのことです。ハーブエキスとして喉あめなどに用いられているということです。また、ユーカリの葉は、国内外でお茶等として摂取がされているということです。

次のページに参りまして、「２．*in vitro*及び動物を用いた*in vivo*試験」の記載がございます。まず、遺伝毒性の関係としまして（１）（２）（３）がございまして、「（１）復帰突然変異試験」と「（３）小核試験」については陰性ということです。また、「（２）染色体異常試験」は、一部代謝活性化系の最高用量で疑陽性とされておりますけれども、陽性反応が極めて弱いということと、確認試験も含めまして全て被験物質が析出する条件において観察されているということで、真の染色体異常誘発性との関連は低いという判断になっております。

（４）からが動物の試験でございます。（４）のラット単回強制経口投与試験では、2,000mg/kg体重までの投与で死亡例は認められていないということです。

（５）が90日間反復混餌投与試験でございます。ユーカリ抽出物製剤の添加なしの対照群におきまして、製剤の0.5%、1%、2%添加により行われております。最高用量の2%は、雄で言いますと1,200mg/kg体重/日、雌で言いますと1,400mg/kg体重/日に相当するということです。

6 ページの方にその結果がございますけれども、1%以上群の雄でPT及びAPTTの延長、肝細胞肥大の例や膀胱のびまん性過形成等が見られておりまして、1%以上の雌で赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリットの低値などが認められたほか、2%群の雄雌で血中グルコース低値などが認められております。

専門調査会では、1%と2%の雄で認められておりました膀胱の軽度のびまん性過形成等につきまして、本食品を原因とする炎症性変化ではないかなどの確認が求められましたけれども、再度、標本を鏡検しました結果で炎症性変化ではないということが回答として寄せられまして、申請者としましては、ユーカリ抽出物製剤の投与によって尿中に何らかの刺激性物質が生じまして、その傷害性が軽微であるために炎症や出血を伴わない上皮のびまん性過形成に至ったと推察をしております。

ヒト試験の結果等から考えて、ヒトで炎症を起こす可能性は低いということを回答しております。これが了承されております。

以上の結果を踏まえまして、無毒性量は雌雄ともに0.5%、雄で310mg/kg体重/日、雌で350mg/kg体重/日としております。

その下に参りまして、「３．ヒト試験」でございますけれども、歯肉に炎症を有するヒトを対象としました12週間連続摂取試験と、健常者及び歯肉炎に罹患した方を対象としました4週間連続3倍過剰摂取試験が行われております。

「（１）12週間連続摂取試験」ですけれども、本食品群と関与成分を1.5倍含む食品群とプラセボ食品群の3群で二重盲検法で実施されております。

結果としまして、口腔内検査では異常が認められなかったということと、血液検査、尿検査、体

重等の測定値でも異常所見はなかったということでございます。有害事象として、いずれの群でもおなかの緩み、おなかの張り、下痢等の胃腸症状が認められましたけれども、ガムに配合されましたキシリトール、マルチトールの糖アルコールの関与や、ガムそしゃく時の空気の飲み込みによるという考察がされております。

次の7ページでございますが、「(2) 4週間連続3倍過剰摂取試験」でございます。本食品または対照食品を1回6粒という目安量の3倍量をかむという摂取方法で行われております。

結果といたしまして、先ほどと同様に、口腔内検査や各種測定値では異常が認められておりません。有害事象としまして、先ほどと同様に、両群で胃腸症状が認められましたけれども、考察については同様でございました。

専門調査会では、その下の「4. その他」にございますように、本食品に配合されております糖アルコール摂取によりまして下痢症状が誘発される可能性について議論がありましたけれども、一日摂取目安量10粒中の糖アルコール量がキシリトール6.7g、マルチトール5.1gでございまして、緩下作用における無作用量以下であり、既許可の特定保健用食品の目安量よりも少ないということで、本食品を摂取した場合の緩下作用については問題がないという説明がされております。

ということですが、個人の状況によって腹部の症状が発生する可能性もあるということで、摂取上の注意として、一度に多量摂取すると、体質によりおなかの緩くなる場合がある旨の表示を行うとしております。

その下に、口腔内細菌叢への影響について記載されておりますけれども、これは先ほど御説明をいただいた点でございますが、専門調査会といたしましても、菌交代症が問題となり得るのは強い抗菌作用のあるものを用了場合であるということで、このガムの抗菌作用が静菌的であって強いものではないことなどを勘案すれば、問題はないだろうという御判断になっております。

以上を踏まえまして、8ページの「Ⅲ. 食品健康影響評価」がされておりますけれども、内容については、先ほど山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、御了承いただけましたら、あすから11月13日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

4ページの一番下の行に「国内外で茶等として」という記載がありますが、お茶以外にもいろいろあるのですか。

○池田評価情報分析官 ユーカリ酒や吸入による使用等があるということでございます。ただ、お茶が主なものとして書かれていたかとは思いますが。

○熊谷委員長 これはユーカリの葉っぱそのものをという理解でよろしいですね。

○池田評価情報分析官 そのように聞いております。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問がありましたら、お願いします。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書（案）への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

添加物1品目、動物用医薬品3品目、薬剤耐性菌1品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、添加物1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料5-1に基づきまして、御説明させていただきます。

添加物カンタキサンチンでございますが、着色料として用いる添加物でございます。

本件につきましては、審議の経緯が3ページにございますけれども、先般、8月5日の委員会で報告をいたしまして、9月4日まで意見・情報の募集を行いました案件でございます。

本件につきましては、評価書の69ページをお開きいただきますと「食品健康影響評価」がございますけれども、目の網膜に対する影響が評価においては重視されまして、その網膜への蓄積性には種差がかなりあるということで、ヒトで評価し得るだけの知見が得られたことなどから、ヒトの知見に基づきましてNOAELが設定されておまして、安全係数10を用いまして、ADIは0.025mg/kg体重/日とされているものでございます。

お寄せいただいた御意見につきましては、後ろから2枚目の右肩に「参考」とあるページから記載がされております。期間中に2通の御意見をいただいております。

まず1つ目でございますけれども、本品は国際汎用添加物ということで評価を依頼されておりますので、国際汎用添加物については、現在、このものについてはEUにおいて食品への使用が認められていないと記載されているけれども、だとすると要件に該当しないので、国際汎用添加物から消除されるべきものであるという御意見でございます。

また、今回、使用基準としまして対象食品を「魚肉ねり製品（かまぼこに限る。）」とされているけれども、空気酸化が速いことからカルミンが使用されているので、こちらは余り使用されていないということで輸入障壁になっているとは考えにくいので、カルミンの指定を優先すべきであると、これについては必要性が乏しいのではという御意見でございます。

優先度の高いものから評価すべきであるといったことでございますが、国際汎用添加物を決める

のは厚生労働省の方でございますので、そのことも踏まえまして、回答でございますけれども、国際汎用添加物の指定手続等のリスク管理措置に関する御意見ですので、リスク管理機関の厚生労働省にお伝えしますという回答になってございます。

2でございますけれども、資料はよく整理されていて理解できました、ADI値などの諸設定は妥当ですといった御意見でございますので、ありがとうございますという回答でございます。

それから、若干、評価書の記載に正確を期した方がいいところもございましたので、最後のページに記載を幾つか修正させていただいております。さらにこれに訂正があつて恐縮なのですが、修正箇所の「別紙1」の「リポポリサッカライド」を「B-リンパ球刺激物質」に変えるとしておりますのは、もとの方が適切だと思いますので、済みません、ここは削除していただいて「リポポリサッカライド」の方に戻したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきましては、この回答でよろしければ、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

最後に御指摘のリポポリサッカライドにつきまして、もう一度。

○池田評価情報分析官 「別紙1」のところに略称説明の表があるのですが、71ページでございます。下から11番目に「LPS」という略称がありまして、この説明にもともと「リポポリサッカライド」と書いてあったものを、本文の方で、B-リンパ球刺激物質としてリポポリサッカライドが使われているということで「B-リンパ球刺激物質」と修正したのですが、「リポポリサッカライド」と書く方が適切であろうと思いますので、もとに戻させていただくということでございます。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

EFSAが指摘している蕁麻疹の再発を誘発するかもしれないというのは、推定一日摂取量をはるかに超える高用量ということで、そういう理解でよろしいですか。

○池田評価情報分析官 済みません、もう一度お願いしてよろしいですか。

○熊谷委員長 67ページに「EFSAは、カンタキサンチンは比較的高用量では蕁麻疹の再発を誘発するかもしれない」としてはいますが、この比較的高用量というのは、最後の「食品健康影響評価」に記載してある推定一日摂取量をかなりオーバーしている、超過した量であるという理解だと思っているのですが、それでよろしいですか。

○池田評価情報分析官 結構でございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はありますか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、カンタキサンチンの一日摂取許容量を0.025mg/kg体重/日と設定することよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 続きまして、動物用医薬品3品目に関する食品健康影響評価についてです。

動物用医薬品3品目のうち、まず、モサプリド及びクエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミド散1%）に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。それでは、事務局から説明してください。

○山本評価第二課長 それでは、お手元の資料5-2及び5-3に基づきまして、説明いたします。

まず、資料5-2、モサプリドについて、3ページをお願いします。ここに審議の経緯がございますが、このものについては、8月26日の委員会で報告した後、27日から9月25日まで、国民から意見・情報の募集を行ったものでございます。

5ページをお願いします。下にありますが、モサプリドクエン酸塩は、ベンズアミド化合物で消化管運動促進薬というものでございます。その下にありますように、ヒト用医薬品が承認されております。また、動物用医薬品としてイヌ用のものがございましたが、6ページにありますように、今般、馬の薬が承認申請されたことに伴い評価要請があったものでございます。

結論は40ページでございます。さらに、41ページの上から4行目にありますように、104週間発がん性試験で得られたNOAEL 3mg/kg体重/日を本剤のNOAELとしております。その下にありますように、このNOAELに安全係数100を適用して、0.03mg/kg体重/日と設定しております。

意見・情報募集の結果は、後ろから2枚目につけてございます。1件、意見の提出がありました。ADI値の設定は妥当ですというものでありまして、この評価について問題がないとする御意見でございます。

また、最後の紙に、新旧ということで文言の整備をしたものを添付しております。

続きまして、資料5-3をお願いします。

審議の経緯については同様でございます、同じ期間、国民からの意見・情報の募集を行っております。

4ページをお願いします。「評価対象動物用医薬品の概要」ですが、ここにありますように、主剤はモサプリドクエン酸塩水和物、効能・効果、用法・用量等は、ここに書いているとおりでございます。

8ページの結論でございますが、まず、主剤のモサプリドクエン酸塩については、先ほどの説明

のとおりADIが設定されております。添加物については、その使用状況等から、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられるとしております。

また、その下に残留試験、安全性試験及び臨床試験について記載しておりますが、特段の問題は認められておりません。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるというのが結論でございます。

これに対しまして、最後から2枚目に意見・情報の募集の結果をつけておりますが、1通の御意見が寄せられました。内容は、ここに記載していますように、本資料の内容は妥当だというものでございます。

また、一番最後の紙に、新旧で文言の整備を行っている内容をつけております。

これら2件につきましては、差し支えなければ、専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上です。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、モサプリドクエン酸塩の一日摂取許容量を0.03mg/kg体重/日と設定する、クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミド散1%）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊谷委員長 続いて、動物用医薬品のうち、残りの1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

事務局から説明をお願いします。

○山本評価第二課長 それでは、資料5-4に基づいて説明いたします。

3ページをお願いします。まず、審議の経緯です。ここにありますように、このものは既に評価結果を有しており、第1版が作成済みでございます。今回は、搾乳牛への適用拡大に伴い、厚生労働省から残留基準値設定に係る評価要請がありまして「第2版関係」と書いてあります評価書の追記を行ったところです。

6ページをお願いします。ここに評価対象動物用医薬品の概要がございます。メロキシカムは非ステロイド性抗炎症薬（NSAIDs）でありまして、この下の方に書いてありますように、ヒト用、動物用に使用されております。今回は、先ほど言いましたが、搾乳牛に対する使用追加ということで

評価要請があったものでございます。

今回追加された試験でございますが、3点ありまして、まず、11ページからの「(5) 薬物動態試験(牛)」とありますが、これがずっと書いてあって、12ページの下からパラグラフで3つ、4つ目ですか、「ホルスタイン種の泌乳牛(低乳量群及び高乳量群各4頭)」という記載、この試験を追記しております。結果は13ページの表1、表2にございますが、見てのとおりでございます。

もう2点、続きまして「2. 残留試験」とありまして、ここに「(1) 残留試験(牛)」があります。そして、14ページに「(2) 残留試験(牛; 乳汁)」がございます。この2つを追記しております。以上が追加された試験でございます。

また、第1版が2007年作成ということで、評価書の記載がやや簡単で、記載内容として不十分というか、分かりにくい部分もありましたので、記載の整備を行っています。

35ページの後ろに新旧対照表をつけて、整備したところを一覧として見られるようにしておりますが、その中でも試験関係でありますと、この新旧対照表のページとして4ページにあります「(1) 妊娠前及び妊娠初期投与試験(ラット)」、5ページの「(2) 発生毒性試験(ラット)」、その下にあります「(3) 周産期及び授乳期投与試験(ラット)」、6ページの下の方の「(4) 発生毒性試験(ウサギ)」として①～③の試験を8ページまで記載しております。これらについて追記しております。

また、8ページの下の方に「1. 生殖発生毒性試験について」、これは食品健康影響評価中の部分ですが、これらについても新旧対照表のとおり、より分かりやすくという意図で加筆等を行っております。

このページの10ページで説明させていただきますが、結論部分、一日摂取許容量の設定については、LOAEL0.125mg/kg体重/日に安全係数200を適用して、ADIは0.00063mg/kg体重/日と設定しており、これは第1版のADIと変更はございません。

本件につきましては、評価結果に変更がないことから、意見・情報の募集は行わず、この結果を関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上です。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、記載事項について御意見・御質問がありましたら、お願いします。

○山本評価第二課長 細かな点で済みません。23ページとか何カ所かに「ウサギ(ヒマラヤ種)」という記載がありますが、「ヒマラヤン種」ということで訂正させていただきます。

○姫田事務局長 ちょっと最後に気になるところがあるのですが、前にも書いてあるのですが、最後の10ページの「安全係数として200(種差10、個体差10及び追加の2)」ということで、追加の2はいいのですが、種差10、個体差10というのは、通常、明示的に食品安全委員会としては書いているのでしょうか。100の中を明示的に分けているのかどうか。

○山本評価第二課長 ほかの調査会はあれなのですが、動物用医薬品は、先ほどの資料5－2のモサブリドもそうですが、安全係数100の内訳として種差10及び個体差10ということで従来より書いているところです。

○山添委員 基本的には安全係数は、100というのははっきりしている数値なのですがけれども、個体差、種差というのはかなり便宜的に分けていて、人によっては25掛ける4という場合もあるし、いろいろな使い方をしています。これは各専門調査会の過去の経緯があるのですがけれども、現状はそういうところで、本来どうするのかは、今後またちょっと別のところで検討させていただきたいと思います。

○山本評価第二課長 ありがとうございます。

今の意見もまた調査会でもお伝えして、議論させていただきたいと思います。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はありますか。

それでは、安全係数の書き方については今後検討を重ねていくということで、本件につきましては、事務局の説明のとおり、意見・情報の募集は行わないこととし、一日摂取許容量を以前の委員会で決定しましたものと同じ結論とするということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊谷委員長 続きまして、薬剤耐性菌1品目に係る食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いします。

○山本評価第二課長 それでは、お手元の資料5－5に基づきまして、御説明いたします。

まず、3ページをお願いします。審議の経緯ですが、本件は、7月29日の委員会で報告した後、7月30日から8月28日まで、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。

7ページをお願いします。下の方に「有効成分の系統」を記載しております。エンラマイシンは、ポリペプチド系抗生物質です。さらに下の方にありますように、日本においては飼料添加物として指定されています。動物用医薬品またはヒト用医薬品としては使用されていません。

また、8ページの「関連する系統」を書いてありますが、ここに関連する動物用及びヒト用の抗生物質を記載しております。

24ページが評価結果になります。ここの2行目からのところを読ませていただきます。

エンラマイシンがヒト用医薬品として使用されていないこと、エンラマイシンの作用機序がヒトに使用されている抗菌性物質と異なること等から、特定すべきハザードはないと判断した。し

たがって、エンラマイシンを家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。

という結論でございます。

このことに関しまして、最後から2枚目に意見・情報の募集結果を添付しましたが、本件については、意見等の提出はございませんでした。

また、最後の紙に、変更点として化学名について記載整備、修正を行っております。

本件につきましては、差し支えなければ、専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上です。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見がありましたら、お願いします。

それでは、本件につきましては、肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）におけるものと同じ結論、すなわち、家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（６）「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等（平成26年9月分）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成26年9月分）について」です。

事務局から報告してください。

○野口リスクコミュニケーション官 資料6をごらんください。

「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成26年9月分）について」でございますが、問い合わせ件数自体は全部で65件ございました。その内訳でございますが、「食品安全委員会関係」が4件、「食品健康影響評価関係」が18件、「食品一般（リスク管理等）関係」が41件、「その他」が2件でございます。

裏面をごらんください。寄せられた質問の「主な質問とその回答」を3点ほど御紹介させていただきます。

まず1点目が、リステリア菌関係でございますが、妊婦向け冊子を見ていたところ、ナチュラルチーズは避けた方がよいというようなことが書かれていたが、なぜなのか。また、プロセスチーズについてはどうなのか教えてほしいという問い合わせがございました。

2点目、メチル水銀関係でございますが、魚に含まれるメチル水銀について、妊婦がハイリスクグループとのことだが、他の人たちには健康影響はないのか。また、小さい子供は魚を食べて大丈夫

夫なのか知りたいというお問い合わせがありました。

3点目でございますが、トランス脂肪酸関係で、最近読んだ本の中に、日本では欧米で禁止になっているトランス脂肪酸を含んだ油が売られており、体に悪いと書いてあった。自分は特に健康を害していないが、本当に体に悪いのかと不安になったので、教えてほしいという問い合わせがありました。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

(7) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事がありますか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週10月21日火曜日14時から開催を予定しております。

また、15日水曜日14時00分から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、来週20日月曜日14時から「肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第533回「食品安全委員会」会合を閉会します。

どうもありがとうございました。